

## 令和5年度第1回宇部市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時：令和5年10月16日（月） 19時～20時00分

場 所：宇部市役所 本庁3階 3-3会議室

出席者：【委 員】12名

【事務局】8名

【傍聴者】なし

1 宇部市健康福祉部長あいさつ

2 委員紹介

3 第9期宇部市高齢者福祉計画

(1) 地域密着型サービスの概要・指定等の状況・整備状況について

【事 務 局】宇部市の状況を説明。

質疑応答はなし

(2) 第9期宇部市高齢者福祉計画における地域密着型サービスの整備計画に

ついて

【事 務 局】第9期宇部市高齢者福祉計画に向けた地域密着型サービスの整備計画について説明（質疑応答は以下のとおり）

【委 員】資料3の3ページ定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用状況について、登録人数に対しての在宅人数の割合が少ない事業所があります。大人数がサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに

住んでおられる方ということです。

法的に問題があるわけではありませんが、地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、住み慣れた地域で在宅生活を行うことが期待できるサービスなので、計画の中に在宅人数の努力目標を入れてみてはいかがでしょうか。

【事務局】この事業所は、在宅の利用希望者を断っていないことは確認しています。

計画に在宅人数の努力目標を入れることについて、委員の皆様のご意見をお聞かせください。

【委員】ケアマネジャーが定期巡回・随時対応型訪問介護看護が必要と言っているということは、在宅でのサービスが不足しているということではないかと思えます。

目標値を作るにしても、今と同じような状況にならないような計画が必要だと思えます。

【委員】ヘルパーの事業所が少なくなっている現状で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、ヘルパーが随時対応する負担が大きい事業なので、実際どのくらいヘルパーの余力があるのかが気になるところです。

目標値を入れるには、まずは分析をしたほうが良いと思えます。必要などところに必要なサービスを整備していただければと思えます。

【会長】定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の在宅と施設の割合などの分析をしたうえで目標値を設定しても良いと思えます。

【委員】宇部市には看護小規模多機能型居宅介護が設置されていません。住み慣れた地域で顔馴染みの職員が最後までケアをしてくれるサービスですが、何か事情があったのでしょうか。

【事務局】これまでの高齢者福祉計画の策定で整備が必要という結論に至らなかったため整備していません。

この度も、資料3の5ページのアンケートにあるように、看護小規模多機能型居宅介護が必要という件数は他のサービスに比べて少なく、公募を検討している法人もいないことから、今回も整備を見送る方針です。

【会長】以前の会議で、ある委員さんから「看護小規模多機能型居宅介護が一番必要。」という意見が出ました。

しかし、別の委員さんから「職員の確保が難しいなか既存のサービスだけでも運営していくことが大変で、新しく立ち上げて運営できないのではないか。」という意見が出て整備に至りませんでした。

- 【委員】北部地域で定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を検討した時に、距離の問題でサービス提供を断られたことがありました。北部地域でも必要としている方がいると思いますので、市内全域でこのサービスが提供できるように検討していただきたいと思います。
- 【事務局】北部地域にも整備できれば良いと考えていますが、運営を考えると厳しいかもしれません。そのため、地域を限定せず市内全域で1か所程度整備するとしています。
- 【委員】アンケート調査を実施する際には、どの圏域に必要ななど、掘り下げて聞いてみたら良いと思います。
- 【事務局】次回考慮したいと思います。
- 【委員】資料3の3ページの登録人数のうち、設置法人の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に入所している方の割合は分かりますか。
- 【事務局】有料老人ホームが6カ所、サービス付き高齢者向け住宅が5カ所というのは把握していますが、どこの法人の施設かは聞き取っていません。事業所に聞き取って、委員の皆様にご報告します。
- 【委員】資料3の2ページの特別養護老人ホームの空床数で、地域密着型と広域型の内訳を教えてください。
- 【事務局】空床数28の内訳は、地域密着型が10床、広域型が18床となっています。また、申込者数270人の内訳は、地域密着型が143人、広域型が127人となっています。
- 【委員】地域密着型では、待機者が143人いますが、空床数が10床ということで、第9期計画では新たな施設整備を行わないということによろしいですか。
- 【事務局】定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護を活用することで、要介護3以上の方でも在宅で生活ができることから、入所系の施設整備は行わないとしています。
- 【委員】要介護3以上でサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに入っている方で、本当は特別養護老人ホームが必要だが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを受けることで、そこでの生活が成り立っているという状況もあるのではないかと思います。それが本当に良いことなのかは、もう少し踏み込んで考える必要があると思います。

【事務局】資料3の3ページのむべの里在宅福祉サービスセンター上宇部で  
いうと、在宅人数5人のうち要介護3以上が4人、サービス付き高  
齢者向け住宅や有料老人ホームに入っている方548人のうち要  
介護3以上が86人となっています。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に入所している方  
の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用が適切かどうかは、居  
宅介護支援事業所の運営指導の際に、ケアプランチェックで確認  
しています。

#### 4 その他

【事務局】追加の御意見等がございましたら、お配りしている様式等で10月20  
日(金)までに事務局へ提出をお願いします。  
今回は、2月下旬を予定しています。